

地域リハビリテーション支援体制 活動指標チェックリストについて

1. 目的

- ・ この活動指標チェックリストは、市区町村が実施する一般介護予防事業等を効果的に実施するための都道府県地域リハビリテーション支援体制のあり方を確認し、また他の都道府県の取組みを共有することを目的としています。

2. 作成背景

- ・ この活動指標チェックリストは、厚生労働科学研究費補助金「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」にて実施した令和4年度の10市町村と3県のリハビリテーション支援センターのヒアリングと令和5年度の全国都道府県およびリハビリテーション支援センター、そして7県213市町村を対象とした調査票調査の結果、そしてその報告会参加者からの意見を基に作成しました。

3. 用語の定義

- 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制と略します）
- ・ 2021年5月17日 老老発 0517 第1号 厚労省老人保健課長発「『地域リハビリテーション推進のための指針』の改定について」に基づき、実施主体は都道府県の事業です。市区町村で実施する地域リハビリテーション活動支援事業ではありません。
- ・ 「地域リハ支援体制」とは、この指針に書かれているように「地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る」ためのものとしします。
- リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職と略す）
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を総称して「リハ専門職」とします。

4. 活用時の留意点

- ・ この活動指標を確認・回答するのは、都道府県の地域リハ支援体制に係わる主管課担当者および都道府県リハビリテーション支援センター担当者です。地域リハ支援体制を検討する協議ツールとしてもご活用ください。
- ・ 文言の解釈判断に迷う場合は関係者で協議をして「この文言について私たちはこのように定義づけをしよう」とその解釈を決めていただいで結構です。
- ・ この活動指標には、より効果的に市区町村の介護予防事業の支援を実施するため

の地域リハ支援体制に最低限必要であると考えられる機能・役割をまとめてあります。これらの機能・役割について地域リハ支援体制として設置されているどの機関が担当しているのかを検討・確認するためのチェックリストとしてご活用ください。

- ・ 但し、この活動指標項目が必要十分条件ではありません。地域リハビリテーション支援体制や介護予防事業は、都道府県や市区町村の実情の応じ多種多様です。各項目を一つの目安として、関係者同士の議論の素材としてご利用ください。
- ・ 地域リハビリテーション支援体制が無い都道府県の場合、今後その体制を整える際の目安としてお使いください。
- ・ 本来、地域リハビリテーション支援体制は介護予防事業支援のためだけのものではないこと、その活動を担うのは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士だけではないことは理解をしておりますが、この活動指標はこの両者に焦点を絞っています。もちろん発展的にこれを他事業や他職種に利用していただいても構いません。

5. 情報共有について

- ・ 回答をご提出いただきましたら、その結果を取りまとめWEBサイトで公開をさせていただきます。
- ・ 今後、1年ごとに情報提供のお願いをする予定です。

●参考資料（この活動指標チェックリストを活用する際に参考となる資料です）

- ・ 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和2年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション支援体制整備マニュアル」
<https://www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/r02roukenmanual.pdf>
- ・ 厚生労働省. 令和6年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 老人保健課
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38293.html
- ・ 老老発 0517 第1号 令和3年5月17日 厚生労働省老健局老人保健課長「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について
www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2021/05/20210519mhlw_cbr.pdf

地域リハビリテーション支援体制 活動指標チェックリスト

- ※ それぞれの質問に対して、該当する全ての項目の□にチェックを付けてください。
- ※ この活動指標には、より効果的に市区町村の介護予防事業の支援を実施するための地域リハ支援体制に最低限必要であると考えられる機能・役割をまとめてあります。
これらの機能・役割を地域リハ支援体制として設置されているどの機関が担当しているのかを検討・確認するためにご活用ください。
- ※ この活動指標は、都道府県の地域リハ支援体制に係わる主管課担当者もしくは都道府県リハビリテーション支援センター担当者が回答することを前提に作成しています。
- ※ 回答をご提供いただいた場合、その結果を取りまとめWEBサイトで公開をさせていただきます。

本件に関する問い合わせ先

千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域リハ推進部

住所：千葉県千葉市誉田町 1-45-2

電話： 043-291-1831

●回答される方についてお答えください。

都道府県	
所属部署	
住所	〒
電話番号	
E - m a i l	(回答をご提供いただいた場合のこちらからの問い合わせのみに活用します。WEB サイトへの公開はいたしませんのでご安心ください)
氏 名	(回答をご提供いただいた場合のこちらからの問い合わせのみに活用します。WEB サイトへの公開はいたしませんのでご安心ください)

I. 地域リハ支援体制の有無について

☐市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第 9 期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている（令和 5 年度末時点での地域リハ支援体制の有無は問わない）。

➤ 記載されている主な計画・連携指針名

()

☐これらをホームページ（以下、HP）等で市区町村担当者等が閲覧できる。

☐現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある。

☐その体制は、市町村介護予防事業支援に活用されている。

※ 地域リハ支援体制が無い場合は、以下の内容は今後の体制立ち上げ時の参考にしてください。

※ また、計画等への記載や地域支援体制の有無も把握をできればと考えております。可能な限り以下の項目は空白のままで結構ですので、ご提出ください。

II. 地域リハ支援体制の構造について

☐ 地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体がある。

※ 多くの場合、地域リハ支援体制整備に関係する職能団体、保健所や市町村代表者などから構成されている。

※ 名称は、都道府県によって異なる。

※ 以下、この会議体を「**協議会**」と略する。

☐ 協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている。

☐ 協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている。

☐ 協議内容は議事録が作成され、HP 等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる。

➤ 協議会の開催頻度

☐ 1 回／月 ☐ 1 回／四半期 ☐ 1 回／半年 ☐ 1 回／年 ☐ 不定期

☐ 地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※ 名称は都道府県によって、都道府県リハビリテーション支援センター、都道府県地域リハ支援センターなどと異なる。

※ 以下、この機関を「**リハ支援センター**」と略す。

☐ 2 次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※ 都道府県によって地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センター等、名称が異なる。

※ 以下「**広域支援センター**」と略す。

➤ 広域支援センターの担当範囲

☐ 2 次保健医療圏域 ☐ 保健所圏域 ☐ その他（ ）

☐地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※ 都道府県によって市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関等、名称が異なる。

※ これらを指定するのは都道府県の場合や市町村の場合もある。

※ 以下「協力機関」と略す。

➤ 協力機関の活動範囲

☐都道府県全域

☐2次保健医療圏域

☐市区町村

☐市区町村内の一部

☐活動範囲に取り決めは無い

III. 地域リハ支援体制の方向性の検討について

☐地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている。

➤ 具体的な機関

☐都道府県

☐協議会

☐リハ支援センター

☐広域支援センター

☐保健所や保健福祉事務所

☐協力機関

☐職能団体（

）

☐上述のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている。

➤ 具体的な連携先

☐保健所や保健福祉事務所

☐都道府県の主管課以外の担当

☐職能団体（

）

☐その他

➤ 具体的な連携手段

☐会議への参加

☐紙面等での情報交換

☐日常的な連絡

☐特に決められていない

☐その他（

）

☐協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に
会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある。

- 主催者 ☐都道府県主管課 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐特に決められていない
- 開催頻度 ☐1回／月 ☐1回／四半期 ☐1回／半年
☐1回／年 ☐不定期

☐地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を
決めている。

- 具体的な機関
☐都道府県 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐保健所や保健福祉事務所 ☐市区町村・保健センター
☐協力機関 ☐職能団体（ ）

☐そのような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握を
している市区町村担当と共通認識を持つ機会がある。

- その役割を担う地域リハ支援体制側の機関
☐都道府県 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐協力機関 ☐職能団体（ ）
- 共通認識を持つための手段
☐会議への参加 ☐紙面等での情報交換 ☐日常的な連絡
☐特に決められていない ☐その他

IV. 人材育成について

☐地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育
成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができ
ている。

- 合意形成ができている機関
☐都道府県主管課 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐協力機関 ☐職能団体（ ）
- ☐このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

☐ 市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

➤ 実施機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 職能団体（具体的に _____ ）

☐ 状況に応じて実施機関が変わる

☐ このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

☐ 都道府県全体および 2 次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている。

➤ 実施する機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 職能団体（具体的に _____ ）

☐ このことについて、関係機関の間で合意形成ができています。

➤ 合意形成がある機関

☐ 都道府県主管課 ☐ 協議会 ☐ リハ支援センター

☐ 広域支援センター ☐ 協力機関

☐ 職能団体（ _____ ）

➤ リハ専門職が協力している内容

☐ 事業を実施する人材派遣 ☐ 事業計画立案や評価

☐ 市区町村担当者からの相談 ☐ その他

☐ リハ専門職の協力につながった市区町村数を把握している。

（ _____ ） / 都道府県市町村数（ _____ ）

☐ これらのことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

☐ 市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている。

➤ 協力する相談窓口の機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 職能団体（具体的に _____ ）

☐ このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

VI. 事業振り返り等について

☐ 2 次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している。

➤ 実施する機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 職能団体（具体的に _____ ）

➤ 開催頻度

☐ 1 回／月 ☐ 1 回／四半期 ☐ 1 回／半年

☐ 1 回／年 ☐ 不定期 ☐ 必要に応じて

☐ 市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている。

➤ 担当している機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 協力機関 ☐ 職能団体（ _____ ）

☐ このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。